

	質問	回答
1	高槻市在住で他市町村のみで耕作している場合は給付されるのですか。	高槻市に申請日時時点で在住していれば可能です。
2	同一世帯でも子どもと分けて申請できますか。	別々に農産物を販売し農業所得があり、令和5年の販売金額がそれぞれ1万円以上あれば可能です。※支援金の交付要件は親と子のそれぞれで必要です。
3	どのくらいの期間で支給されますか	申請書類が整ってから概ね3か月以内を予定しています。
4	修正や書類の不備を指摘されましたがどうしても揃わない場合はどうなりますか	書類の不備や修正が市が指定した期間以降も修正されなかった場合は不交付となります。
5	窓口でも申請できますか	可能ですが、基本的には郵送でお願いします。窓口では書類の確認は行わず、受け取りのみです。
6	支給の連絡はありますか	ありません。指定された口座に振り込みますので、そこでご確認ください。
7	ゆうちょ銀行でも振込できますか	支援金の支給を迅速に行う観点から基本的にご遠慮いただいておりますが、他に口座をお持ちでない場合は可能としますのでご相談ください。
8	書類は返却してもらえますか	提出後の書類は返却できません。書類が必要な方は申請前に写しを取ってください。
9	団体に作業を請け負っており農産物を販売しています。その場合は団体に申請できますか。	できません。この支援金は事業者である農業者への支援を目的としていますので、作業受託部会等の団体の申請は認められません。ただし、法人である場合、申請日時時点で高槻市内に本店があれば申請可能です。
10	家庭菜園や市民農園で耕作をしている場合は申請できますか。	販売を証する書類があれば可能です。
11	販売金額が確認できる書類は、自分が発行する納品書や売上伝票でも良いですか。	販売した実績を市が確認できるよう、取引先からの書類の写しの提出をお願いします。

	質問	回答
12	販売金額が確認できる書類はどのようなものですか。	取引先が発行する、日付、摘要、金額、販売元の名前、取引先の名前がある明細等に限りです。申請者名義の通帳に「Aたかつきから令和5年に「米代金」として米の販売金額が振り込まれた事実が記帳されている場合は、例外として当該通帳の写しを取引先が発行する書類の代替と認めます。
13	親族に販売した分は販売金額となりますか	取引先が発行する、日付、摘要、金額、販売元の名前、取引先の名前がある明細等に限りです。
14	販売金額は1万円以上あるのですが、取引先の書類の合計額が1万円未満です。申請可能ですか。	申請書類の添付資料で販売金額を判断します。添付資料は確定申告の書類や取引先から発行される書類に限りです。
15	申請者は世帯主である親の名前で、取引先からの明細の販売元の名前が息子の名前なのですが、販売金額として認められますか	息子さん名義で発行された明細の場合、息子さんの販売実績となります。販売金額1万円以上ある方が支援金を申請してください。
16	確定申告書の他の項目の金額は黒塗りでも良いですか	農産物の販売金額など申請に係る内容がわかれば可とします。
17	朝市の販売も実績として含まれますか	確定申告の書類または、取引先が発行する、日付、摘要、金額、販売元の名前、取引先の名前がある明細等があれば可能です。
18	売上を証する書類が団体名義なのですが個人申請の売上を証する書類となりますか	なりません。ただし、団体が法人で、法人名義で申請いただければ売上を証する書類として取り扱えます。
19	令和5年の販売をした者が亡くなっており、家族が農業経営を引き継ぎましたが申請は可能ですか	遺産分割協議書を提出いただき、引き継いだことが確認できれば可能です。もし、遺産分割協議書がなければ、次の書類でも可能です。 <遺産分割協議書がない場合の提出書類> ①戸籍謄本（亡くなったことがわかることと、申請者と亡くなった方の関係性を確認する） 及び ②念書（亡くなった方の農業経営を引き継ぐ旨とその他相続人からその旨について異議がない旨を確認する）※相続人は住所と氏名（自署）のこと

	質問	回答
20	売上を証する書類がJAたかつきのライスセンターや農風館のみです。	JAたかつきのライスセンターや農風館での売り上げのみの場合は、様式第1号の交付申請書兼請求書1(2)販売金額添付書類で①で、JAたかつきの売上実績に係る情報を市が取得することに同意することに✓をつけていただくと、売上を証する書類の添付は不要です。
21	申請書類はどこで入手できますか	高槻市HP、農林緑政課の窓口又はJAの各支店で入手できます。